

**発達障害者支援体制整備事業
令和2年度の実施結果・令和3年度の実施予定**

「発達障害者支援の課題と方向性」（平成31年3月京都府発達障害者支援体制整備検討委員会とりまとめ）の施策提言に沿って事業を実施

提言は、5年間程度（平成31～令和5年度）を目途として取り組む方向性を示したもの

1 相談支援の実施

（発達障害者支援センター・発達障害児支援拠点・発達障害者圏域支援センター）

- 京都府発達障害者支援センター「はばたき」
 - ・ 京都府社会福祉事業団に委託（開設は平成19年10月30日）
 - ・ 平成25年6月30日に、京都府立こども発達支援センター内から、府精神保健福祉総合センター内に移転。
 - ・ 平成30年10月1日に、京都府立こども発達支援センター内に「こども相談室（愛称：ぐーちょきばー）」を開設。

- 発達障害児支援拠点
 発達障害児に対し医療・福祉・相談をトータルパッケージで提供できる支援拠点を整備
 令和元年度から新たに北部、中部拠点に相談機能を付加（令和元年8月～）

地 域	委託施設等名
北部（丹後、中丹）	府立舞鶴こども療育センター
中部（南丹）	花ノ木医療福祉センター
南部（乙訓、山城北、山城南）	府発達障害者支援センターこども相談室

※上記再掲

H30.10～

- 発達障害者圏域支援センター；6圏域毎に開設
 （開設は平成19年4月1日、中丹のみ10月1日）

圏 域	設 置 法 人	発達障害者圏域支援センター名
丹 後	(福)よさのうみ福祉会	障害者生活支援センター 結（宮津市）
中 丹	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会	障害者生活支援センター 青空（福知山市）
南 丹	(福)花ノ木	花ノ木医療福祉センター（亀岡市）
乙 訓	(福)向陵会	乙訓ひまわり園地域連携室（向日市）
山城北	(福)南山城学園	地域療育支援センター ういる（城陽市）
山城南	(福)京都ライフサポート協会	障害者生活支援センター あん（木津川市）

- ・ 令和2年度より、事業形態を補助金交付から委託契約に変更

◆ 令和3年度予定

- 相談支援を実施（継続）
- 身近な相談機関である市町村、相談支援事業所等を対象に、発達障害者支援センターが圏域センターと連携して研修等を実施（継続）

2 発達障害児早期療育支援事業

- 市町村補助金（1/2補助）
 - ・25年度改正 スクリーニングから事後支援へシフト
 - ・30年度改正 市町村が実施するSST、ペアトレ、発達相談が国庫補助対象となる。
（財源内訳：国庫1/2、府1/4、市町村1/4）
 - ・現在の補助内容
 - ①専門家による園巡回支援 ②ソーシャルスキルトレーニング
 - ③ペアレントトレーニング ④発達相談、発達検査（国庫補助対象との重複は除いて交付）
- 市町村での取組状況 …… 別添資料のとおり
ペアトレ・SSTの実施拡大が課題
※31年度実績 SST：12市町村、ペアトレ：14市町村

◆ 令和3年度予定

- 国・府補助金により、市町村の事後支援事業を財政面から支援（継続）
- SST、ペアトレ等を実施する事業所を府が支援（下記「5」関係）し、市町村が委託できる事業所を増やすことにより、当該制度の一層の周知を進める。

3 ソーシャルスキルトレーニング、ペアレントトレーニングの普及

- S S Tのマニュアル作成
 - ・平成25年度に、「地域で取り組む小集団活動マニュアル ～発達障害児のソーシャルスキルを育むために～」を、府と京都教育大学が共同で作成。
- 事業所、学校等において、S S T、ペアトレの手法を取り入れた支援の普及
 - ・児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員、学校教職員など、日常業務で発達障害児支援に携わっている人を対象に、S S T、ペアトレの基礎知識等についての研修を実施。（「5 専門職養成」のとおり）
 - ・放課後等デイサービス等の事業所において、S S T、ペアトレを導入する際に、スムーズにS S Tやペアトレが実施できるよう技術的支援を実施。（⑩⑪各2事業所）
（令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対応のため開催中止。）
- S S T事例集の作成
 - ・放課後等デイサービス事業所でのS S Tの普及および事業所の質の向上を図るため事例集の作成を進める。6事業所、京都教育大学、はばたきが協力。
- 市町村でのS S Tの起ち上げ支援（平成26年度から）
 - ・市町村において、年中児スクリーニングで早期発見された園児に対するS S Tを起ち上げる際に、財政的、技術的支援を実施。（初年度は府からの委託）

◆ 令和3年度予定

- 市町村での園児を対象としたS S T、ペアトレの普及を目指す（継続）
 - 未実施市町村への働きかけ、ペアトレのマニュアルの作成。
- 放課後等デイサービスの事業所において、S S T、ペアトレの普及を目指す。
 - 事業所がS S T、ペアトレを導入する際に、スムーズにS S Tやペアトレが実施できるよう技術的支援を実施する。（継続）
 - 放課後等デイサービス事業所におけるサービスの質の向上を図るため、S S T等療育の視点を取り入れた事例集を作成（継続）
- 児童発達支援事業所、医療機関で実施されているS S T、ペアトレの実施状況の把握について検討

4 ペアレントメンター

○ 養成研修の実施

平成23、24年度に北部で養成研修を実施（H23:15名、H24:14名受講）
平成29年度に南部で養成研修を実施し、新たに14名のメンターを養成

○ フォローアップ研修の実施

養成研修を受講したペアレントメンターを対象に、平成24年度から実施
令和2年3月5日（木）フォローアップ研修開催（参加者8名）

令和2年度についても開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応のため開催中止。

○ ペアレントメンター事業の広報（チラシの作成）や規定の整備を実施

◆ 令和3年度予定

- 第2期障害児福祉計画（計画期間：R3～5）を踏まえた事業推進
 - ・メンター養成研修、フォローアップ研修の開催
 - ・市町村、関係機関への活動の周知の強化
 - ・メンター活動の活性化、支援体制の強化

5 市町村でペアトレ、SSTを行う専門職の養成

※2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応のため全研修を開催中止。

25年度	27年度、28年度、29年度	30年度、31年度
<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士を対象としたペアトレ、SSTの研修 3職種それぞれ実施（各1回） 目的：市町村に出講できる人材の養成	①ベーシック研修 <ul style="list-style-type: none"> 26年度と同様の目的、内容で広く発達障害児支援に携わる者を対象に実施 ※28年度は「学齢期の回」「幼児期の回」に分けて開催 ※29年度は、新たにティーチャートレーニング（TT）を実施 ②アドバンス研修 <ul style="list-style-type: none"> 前年度までの研修受講者に対し、見学や意見交換など、より発展的な研修を実施 ③基礎理論研修 <ul style="list-style-type: none"> 29年度からベーシック研修の基礎となるコーチング法に基づく基礎理論研修を実施 	①基礎理論研修 <ul style="list-style-type: none"> 基礎理論研修を北部と南部で開催 ②ベーシック研修（ペアトレ） <ul style="list-style-type: none"> ※31年度 ③アドバンス研修 <ul style="list-style-type: none"> 前年度までの研修受講者に対し、事例報告や意見交換など、より発展的な研修を実施
市町村保健師を対象としたペアトレ指導者研修（1回） H23～実施		
26年度		
<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士に加え、保健師、児童発達支援等の事業所職員や教員、保育士等も対象に加え、次を目的に実施 ①SSTやペアトレを知ってもらい、日常業務で活かす ②市町村に出講できる人材の養成 		

○ベーシック研修修了者

単位：人

対象	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	合計
臨床心理士	30	29	19	6	12	—	96
作業療法士	10	13	1	2	5	—	31
言語聴覚士	20	12	3	3	2	—	40
事業所職員	—	55	40	44	60	4	203
市町村、京都府	—	50	49	40	38	13	190
保育園、幼稚園	—	9	12	8	12	3	44
教職員等	12	33	63	34	38	22	202
合計	72	201	187	137	167	42	806

30年度は未実施

○基礎理論研修終了者

単位：人

対象	29年度	30年度	31年度	合計
臨床心理士	7	2	6	15
作業療法士	4	4	3	11
言語聴覚士	3	9	1	13
事業所職員	47	36	22	105
市町村、京都府	25	19	31	75
保育園、幼稚園	14	10	19	43
教職員等	29	39	63	131
合計	129	119	145	393

○アドバンス研修受講者

単位：人

対 象	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
臨床心理士	13	5	3	—	21
作業療法士	1	—	—	—	1
言語聴覚士	4	2	—	2	8
事業所職員	3	4	5	7	19
市町村、京都府	21	17	15	12	65
教職員等	—	1	1	1	3
合計	42	29	24	22	117

31年度（R2.3.1）中止

※ 「事業所」は主に児童発達支援、放課後等デイサービス事業所

■ 研修修了者に今後の出講意向調査を実施

研修受講	出講可能と			
	回答のあった者	企画段階から可能	経験を積めば企画段階から可能	サブ講師的な出講なら可能
25年度	45人	8人	10人	27人
26年度	58人	5人	20人	33人
27年度	42人	3人	14人	25人
28年度	24人	7人	5人	12人
29年度	19人	1人	9人	9人
31年度	10人	3人	4人	3人

- ・市町村及び保健所から専門職の派遣依頼があれば登録者に連絡
- 応諾可と申し出のあった方の中から、候補者を選定し市町村等に連絡
- ※延べ10市町等から依頼があり、8市町等へ専門職を派遣
- 令和2年度は、1町へ臨床心理士を派遣

◆ 令和3年度予定

- 専門職の養成
 - ・研修内容等について今後関係機関と協議
- 養成した専門職が実践経験を通じてスキルアップできる場の確保
 - ・SSTやペアトレの実施を希望する市町村等に専門職を派遣
- 実施者へのフォローアップ（アドバンス）研修の実施
 - ・SSTやペアトレ、ティーチャートレーニングを実施している専門職、市町村、保健所等へのフォローアップ研修（意見交換や講師との質疑応答等）を実施。

6 支援ファイル・移行支援シートの作成、普及

- 25年度に支援ファイルと移行支援シートの様式、記入例を作成
発達障害者支援体制整備検討委員会のもとに「支援ファイル・移行支援シート検討会」を設置、7～11月に各検討会を5回開催。
- 各地域で普及の取り組みを実施
 - ・25年度に、教育局・保健所単位で普及方法の検討会議を開催。その後、圏域単位で市町村を集めての普及に係る会議を開催。
 - ・各地域で、保健福祉関係機関と教育関係部署が連携しながら、普及に向けた活動を実施。
- 支援ファイル、移行支援シートの普及状況（市町村数）〈教育委員会〉

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
支援ファイル	12	17	17	15	15	17	17
移行支援シート	19	22	23	24	24	23	21

◆ 令和3年度予定

- ・各地域で、支援ファイル、移行支援シートの普及に向けた取り組みを実施。
- ・研修等の機会に、実際に利用する事業所や関係機関へ周知。
- ・チラシ等を府全域に再度配付、広報活動を展開。

[参考] 支援ファイル・移行支援シート普及のための市町村での体制整備 〈普及にあたって検討が必要な内容〉

※ 支援ファイル・移行支援シート作成検討会（平成25年11月28日）での意見

◆ 市町村の組織体制

- ・ 中心となる課の選定
- ・ 教育・保健・福祉(障害・児童)の各関係課の連携と役割分担

◆ 配布について

○ 対象者の選定

- ①療育機関等の福祉サービス利用者
 - ②支援学校通学者
 - ③普通学校の支援学級通学者
 - ④普通学級に通い通級教室を利用している児童
 - ⑤普通学級の中で「気になる子」
 - ⑥年中児スクリーニングで要支援・園支援となった園児
- ※ 可能であれば、市町村内の児童全員に配る方法もある

○ 配布場所（支援ファイル）

- ①市町村の保健・児童福祉・障害福祉窓口
- ②療育機関
- ③学校、保育園、幼稚園

○ 支援ファイルの使用機会の確保

◆ 書き方のアドバイスの体制

◆ 支援ファイル・移行支援シートを知ってもらうための啓発について

- ①3歳児健診や、年中児スクリーニング
- ②母子健康手帳配布時

◆ 保健所・教育局による支援

◆ 支援ファイル・移行支援シートの研修会

◆ 管内関係機関による協力

7 相談支援従事者の発達障害研修（相談支援事業所の相談支援専門員向け研修）

- 相談支援事業所において、発達障害の初期相談に対応できるよう、発達障害についての基礎知識や相談支援技術等についての研修を実施。

○ 受講状況

対 象		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R 2 年度
相談支援	京都市	40人	39人	—	—	—	—	—
事業所職員	京都市以外	41人	36人	19人	79人	63人	46人	53人

※27年度までは京都府社会福祉協議会に委託して研修

28年度から「発達障害者支援センター はばたき」が研修実施

29年度からは北部、南部に分けて開催

◆令和3年度予定

- ・ 相談支援事業所等を対象に、発達障害者支援センターと圏域支援センターが連携して、発達障害の初期相談に対応するための研修を実施（継続）
- ・ 市町村や地域の身近な相談支援機関において、発達障害児・者への相談に対応できるよう相談ケースを持ってもらい、電話による相談・助言のほか定期的にケース会議を実施する中で、対応力の向上を目指す。

8 発達障害者への就労支援

- 平成25年度：圏域支援センターで就労準備講座を実施
- 平成26年度：発達障害者支援センターはばたき、「精神障害者就労支援事業」として講座を開催（プログラム内容：ことばづかい・あいさつ、報告・質問、謝る、等）
- 平成27年度：
 - 1 就労支援（訓練）については、ジョブパークで実施
 - 2 「発達障害者支援整備検討委員会 就労支援ワーキング」の設置、開催
就職等を目の前にして発達障害の疑いが顕在化する場合が多く、成人の発達障害について適切な対応を図る必要があることから、「就労支援」の切り口での具体的な支援策を検討するワーキングを設置
- 平成28年度：
 - 1 就労支援（訓練）については、ジョブパークで実施
 - 2 「京都新卒応援ハローワーク」がジョブパークに移転することに伴い、発達障害が疑われる大学生等に対する支援を、「はばたき」と連携して実施（商工労働観光部予算）
- 平成29年度
 - 1 就労支援（訓練）については、ジョブパークで実施
 - 2 ジョブパークにおいて、発達障害の疑いなどから就職に困難さを抱える求職者に対する支援を「はばたき」と連携して実施。（商工労働観光部予算）
 - 3 自分の特性に気がつかず、生きづらさを感じながら過ごしている発達障害者を支援するため「気づいて繋げる」をテーマに啓発マンガを作成
- 平成30年度～
 - 1 就労支援（訓練）については、ジョブパークで実施
 - 2 ジョブパークにおいて、発達障害の疑いなどから就職に困難さを抱える求職者に対する支援を「はばたき」と連携して実施。（商工労働観光部予算）

◆ 令和3年度予定

- ・ジョブパークにおいて、発達障害の疑いなどから就職に困難さを抱える求職者に対する支援を「はばたき」と連携して実施（商工労働観光部予算）
<時間を受けて相談にあたることで本人の障害受容を促し、適切な関係機関へと繋ぐ>

9 府立こども発達支援センター（すてっぷセンター）の診療体制等

○ 京都府立こども発達支援センターの状況

- ・ 医師数 常勤医師4名、非常勤医師10名（令和3年1月）
- ・ 外来患者数等

	小児科	整形外科	精神科	合計	発達障害児 初診待機期間 (年度末)	発達障害児 初診待機者 (年度末)
24年度	8,809	313	1,608	10,730	4.0ヶ月	
25年度	10,813	347	1,810	12,970	1.7ヶ月	57人
26年度	9,496	277	2,025	11,798	2.6ヶ月	59人
27年度	10,633	290	2,370	13,293	3.8ヶ月	157人
28年度	10,817	224	2,437	13,478	5.17ヶ月	174人
29年度	11,683	198	2,838	14,719	0.92ヶ月	54人
30年度	12,084	217	2,782	15,083	3.30ヶ月	141人
31年度	11,158	256	2,902	14,316	3.52ヶ月	185人

○ 初診待機期間の短縮に向け、平成29年度から常勤小児科医を1名増員

○ 小児科医師の養成と併せた診療体制拡充

- ・ 平成25年6月から、週1回×1名、若手小児科医を配置→平成27年度から2名に増員
- ・ 最初に指導医師のもとで研修を受け、その後は独立して診察を実施

○ 「こども相談室」における学齢期中心の相談支援（再掲）

→ 医療に代わって相談体制を充実することで、医療現場の負担を軽減

○ 平成30年10月 放課後等デイサービスの拡充実施

→福祉的な受け皿を整備

○ 令和2年4月～ 電子カルテ導入

◆ 令和3年度予定

- ・ 南部地域における専門医療機関としての医療提供（継続）
- ・ 「こども相談室」、放課後等デイサービスにおける学齢期中心の福祉的支援（継続）
→ 福祉的支援の充実により、医療現場の負担を軽減
- ・ 小児科医2名を受け入れ予定（週1回×2名）（継続）

10 府立舞鶴こども療育センターの診療体制等

- 平成28年4月の現在地への移転を機に、北部障害児療育の拠点施設と位置づけ事業実施
- 令和元年8月1日～ 北部の「発達障害児支援拠点」として相談体制を強化
- 令和2年4月～ 初診待機が長期化している傾向を踏まえ、常勤医師を1名増員
- 令和3年1月～ S S Tを取り入れた放課後等デイサービスの開設

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (4月～8月)
医師体制 (常勤換算)	小児科	2.1	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.2	3.2
	精神科	0.1	0.1	0.1	0.13	0.08	0.06	0.06	0.15
初診患者数 (小児科)		155	181	158	265	257	261	233	122
再診患者数 (全体)		6,815	7,244	7,460	9,247	9,362	10,216	10,168	4,086
合計(外来延 患者数)		6,970	7,425	7,618	9,512	9,619	10,477	10,401	4,208
初診 待機者数					57	63	80	84	63
初診 待機期間					3ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	7ヶ月	3ヶ月

◆ 令和3年度予定

- ・ 北部地域における専門医療機関としての医療提供（継続）
- ・ 小児整形外科拠点整備：小児整形外科の治療等充実するため医療機器を整備

11 医師向け研修の実施

- 発達障害を有する方を診療する機会のある医師（診療科不問）及びコメディカルを対象に、発達障害の基礎知識に関する研修を開催。

【研修実施状況】

平成27年度（H28.3実施）

職 種	成人の回	小児の回
医 師	24人	23人
臨床心理士等	8人	10人
合 計	32人	33人

平成28年度（H28.6）与謝医師会

職 種	人 数
医 師	23人
看 護 師	6人
学校関係者	37人
合 計	66人

※学校関係者へも呼びかけ

平成29年度（H29.10）福知山医師会

職 種	人 数
医 師	22人

平成31年度 はばたき専門職研修
（R1.12.1）参加92人

【国「かかりつけ医対象研修」への参加】

- ・発達障害支援医学研修 平成28年度 4名、平成30年度 1名
- ・発達障害精神医療研修 平成28年度 2名
- ・発達障害地域包括支援研修 平成29年度 1名、平成30年度 2名

◆ 令和3年度予定

- ・地域で診れる医師の養成に向け、臨床も含めた専門的な研修の実施（新規）
→ 専門医療機関以外の地域での医療的受け皿確保
- ・医師やコメディカルを対象に、発達障害についての研修を実施
- ・医療機関や児童発達支援事業所等において、現場での見学・実習を交えた研修を実施

12 普及啓発

○ 発達障害者支援体制整備検討委員会の開催

○ 普及啓発 …… 発達障害関係団体連絡会※と共同で啓発を実施

※ 構成：京都府自閉症協会、京都LD等発達障害親の会たんぼぼ、高機能自閉症・アスペルガー症候群及び周辺の発達障害京都親の会ONLYONEの会 の3団体

- ・平成21～25年度：かがやけ！はばたけ！ウォークを実施
- ・平成26年度からは、国連の定める「世界自閉症啓発デー」の4月2日に、京都駅前での啓発イベント、京都タワーのブルーライトアップを実施
(他に府庁、二条城東南隅櫓、福知山城、舞鶴赤れんがパーク及び間人皇后・聖徳太子母子像でも実施)
- ・京都サンガの西京極での試合中、ハーフタイムの時間を利用してグラウンド内で啓発パレードを実施。30年度は、試合開始前に当事者によるバンド演奏を実施(京都サンガの協力による)
- ・令和2年度の京都駅前広場での啓発イベントは、新型コロナウイルス感染拡大防止対応のため開催中止

◆ 令和3年度予定

- ・令和3年4月2日(金)
「世界自閉症啓発デーin京都」
京都駅前広場での啓発イベントは、新型コロナウイルス感染拡大防止対応のため開催中止
ブルーライトアップ：京都タワー、福知山城、中丹東保健所、府庁、
二条城西南隅櫓、丹後王国「食のみやこ」
- ・次年度の世界自閉症啓発デーに併せた普及啓発活動
- ・京都サンガと協力し、啓発活動を実施予定

13 京都府南部地域における発達障害児の専門医療あり方検討会

○ 検討会の目的

全国的な少子化においても、京都府南部地域では人口流入や出生数の増加が見込まれ、今後も発達障害児への支援ニーズの増加が見込まれることから、京都府南部地域における発達障害児の専門医療のあり方について検討する。

○ 委員

荒木 穂積	立命館大学大学院人間科学研究科教授【座長】
禹 満	京都府医師会理事
平井 清	京都府立こども発達支援センター所長
長谷川 福美	京都府発達障害者支援センターはばたきセンター長
岡 美智子	京都府自閉症協会会長
村田 浩子	長岡京市健康福祉部健康医療推進室主幹
山田 睦美	京都府教育庁指導部特別支援教育課長

○ 開催状況

- 第1回 令和2年10月6日（火）
- 第2回 令和2年11月9日（月）
- 第3回 令和2年11月30日（月）

○ 検討会での意見

- ・京都府が子育て環境日本一を実現する上で、発達障害分野における安定的な医療提供体制の確保は極めて重要な施策であり、南部地域における医療的支援の拡充が必要
- ・支援ニーズが過度に医療分野へ偏重する傾向に対し、医療的支援の量的拡充のみでは根本的な解決に至らないことから、医療機関に診察前インテークの機能を付加するとともに、保健、福祉、教育の機関連携によるスクリーニング機能を確保し、発達障害児と保護者が適宜・適切にニーズに応じた機関へ繋がることのできる地域連携体制の整備を図ることが重要
- ・乙訓圏域では、「長岡京市共生型福祉施設構想」に基づき、福祉と教育の緊密な連携を基盤とする児童発達支援センターの設置が予定されていることから、京都府がここに専門医療を充足し、新たな連携モデルの拠点として位置付け、発達障害児支援の多分野連携を促進することが効果的

◆ 令和3年度予定

- ・本検討会の報告を踏まえ、具体的な対策等について関係機関と引き続き協議予定